

ケ ア プ ラ ン セ ン タ ー 明 月

重要事項説明書

<令和7年4月1日現在>

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(介護保険事業所番号 1070800659)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4.5
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 苦情の受付について	7

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人 富士たちばなクリニック
- (2) 法人所在地 群馬県前橋市日輪寺町 3 4 2 - 2
- (3) 電話番号 0 2 7 - 2 3 0 - 1 1 5 5
- (4) 代表者氏名 理事長 名倉 隆夫
- (5) 設立年月 平成 8 年 3 月 1 9 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 当事業所では、適切な運営のため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な居宅介護支援を提供することを事業の目的とする。
- (3) 事業所の名称 ケアプランセンター明月
介護保険事業所番号：1 0 7 0 8 0 0 6 5 9
- (4) 事業所の所在地 群馬県渋川市伊香保町伊香保 5 2 5 - 2 0 2
- (5) 電話番号 0 2 7 9 - 2 6 - 3 3 6 0
- (6) 管理者氏名 秋元 雅俊
- (7) 運営方針 事業所の介護支援専門員はサービスの提供に当たっては次の事項に努めるものとする。
 - 一、要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ**自立した日常生活を営む**ことができるよう配慮すること。
 - 二、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、**利用者の選択に基づき**、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
 - 三、**利用者の意思及び人格を尊重**し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に対して不当に偏することのないよう、**公正中立**に行うこと。事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。
- (8) 開設年月 平成 1 8 年 9 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 : 渋川市、前橋市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜から土曜まで (ただし、12月31日から1月2日までを除く)
営業時間	8:30～17:30

※上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能ですのでご相談ください。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 管理者 1名

(2) 介護支援専門員(常勤) 3名(内1名は管理者と兼務)

5. 当事業所が提供するサービス内容と利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) 居宅介護支援サービスの内容と利用料金(契約書第3～6条、第8条参照)

①居宅介護支援サービス計画の作成

＜サービスの内容＞

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜サービス計画の作成の流れ＞

- (1) 電話や来所によるお問い合わせ
- (2) 居宅介護支援サービスのお申し込み
- (3) 事業者のサービス内容等について説明
- (4) 重要事項の説明と居宅介護支援に関する契約
- (5) 訪問による本人、家族との面談
- (6) サービスの内容や種類などの情報提供
- (7) 介護支援専門員による居宅サービス計画原案の作成
- (8) 本人・家族による居宅サービス計画原案への同意確認
- (9) 各サービス事業者との連絡調整
- (10) 本人と各サービス事業者とのサービス提供に関する調整
- (11) サービス提供開始
- (12) 提供されたサービスの実施確認と居宅サービス計画の見直し

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

・基本報酬

介護支援専門員 1 人 当りのご利用者様の人数	要介護度	介護報酬総額
40人未満の場合 (居宅介護支援費Ⅰ)	要介護 1・2 の方	11,088円
	要介護 3～5 の方	14,406円

※ 浜川市は地域区分が「7級地であるため、単位数に 10.21 円を乗じた金額が料金となっています。

※ 上記料金は、目安を表示したものです。加算も含めて 1 ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

・加算

加 算			介護報酬	算定の要件等
初 回 加 算			3, 0 6 3 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合（要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合を含む）
特 定 事 業 所 加 算（Ⅰ）			5, 2 9 8 円	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保や、サービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（1月につき）
特 定 事 業 所 加 算（Ⅱ）			4, 2 9 8 円	
特 定 事 業 所 加 算（Ⅲ）			3, 2 9 7 円	
特 定 事 業 所 加 算（A）			1, 1 6 3 円	
入院時情報連携加算（Ⅰ）			2, 5 5 2 円	ご契約者が入院してから、 （Ⅰ）入院した日のうちに医療機関の職員に情報提供した場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）			2, 0 4 2 円	（Ⅱ）入院した翌日又は翌々日に医療機関の職員に情報提供した場合
退 院 ・ 退 所 加 算	カンファ レン ス 加算無	連携1回	4, 5 9 4 円	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
		連携2回	6, 1 2 6 円	
	カンファ レン ス 加算有	連携1回	6, 1 2 6 円	
		連携2回	7, 6 5 7 円	
		連携3回	9, 1 8 9 円	
通院時情報連携加算			5 1 0 円	契約者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合
緊 急 時 等 居 宅 カンファレンス加算			2, 0 4 2 円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共にご利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）
ターミナル加算			4, 0 8 4 円	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向 を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内 に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、 当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状 況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に 位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合

※ 渋川市前橋市は、地域区分が7級地であるため単位数に10. 21円を乗じた料金となります。

※ 上記料金は、目安を表示したものです。加算も含めて1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

※居宅サービス等の利用に向けて、介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等が必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。

6. 公正中立なケアマネジメントの確保

(1) ご契約者は居宅サービス計画（ケアプラン）に位置づけるサービス事業所等について複数の事業所の紹介を求めていることや、居宅サービス計画（ケアプラン）に位置づけた事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

(2) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、介護サービス情報公表制度において公表する。

・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、同一事業者によった提供されたものの割合。

介護情報公表システムの運営情報において公表

訪問介護 (35.2%)	ヘルパー創春 (60%)	ウェルスタイル (10.9%)	北毛ヘルパー (0.05%)
通所介護 (64.7%)	デイサービス明月 (23.4%)	デイサービスゆめさき (23.4%)	デイサービス菜摘 (14.1%)
地域密着型通所 介護(0.05%)	かまくらデイ (37%)	土屋前橋 (16.6%)	レッツ倶楽部 (16.6%)
福祉用具貸 (64.1%)	パナケア真中 (23.9%)	ソネット (12.7%)	丸福家具店 (8%)

※各サービス(特定事業所集中減産対象サービス)を位置付けたケアプラン数／事業所のケアプラン総数

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次にあげる通り必要な処置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。虐待防止に関する責任者 秋元 雅俊
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (3) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。

8. 身体的拘束等について

事業所は身体的拘束の更なる適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の覗き、身体的拘束等を行ってはならない事。
- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

10. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 秋元 雅俊
- 受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:30～17:30
- 電話番号 0279-26-3360

(2) 行政機関その他苦情受付機関

渋川市役所(介護保険課)	所在地 渋川市石原80 電話番号 0279-22-2111 (代) 受付時間 平日 8:30～17:15
前橋市役所(介護保険課)	所在地 前橋市大手町2-12-1 電話番号 027-224-1111 (代) 受付時間 平日 8:30～17:15
群馬県 国民健康保険団体連合会	所在地 前橋市元総社町335-8 電話番号 027-290-1323 受付時間 平日 9:00～17:00
群馬県社会福祉協議会	所在地 前橋市新前橋町13-12 電話番号 027-255-6033 受付時間 平日 9:00～17:00

※それぞれの機関ごとに介護保険の窓口があります。

説明年月日 令和 年 月 日

指定居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明のうえ交付しました。

事業者 所在地 前橋市日輪寺町 342-2
法人名 医療法人 富士たちばなクリニック
代表者名 理事長 名倉 隆夫 印
事業所 所在地 渋川市伊香保町伊香保 525-202
事業所名 ケアプランセンター明月
説明者氏名 印

私は、本書面により、事業者から指定居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ交付を受けました。

利用者 住所
氏名 印

代筆者 住所
氏名 印
(続柄)

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行なう指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所が利用者に対して行った指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

3. 損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

4. 入院時における医療機関との連携

ご契約者は、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当している介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所にお伝えください。

4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立または要支援等と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの中途解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合